

内部通報制度運用規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人リトルワンズ（以下、「当団体」という。）における、労働者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（窓口）

労働者等からの通報を受け付ける窓口を理事会に設置する。また、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を理事会に設置する。

第3条（通報の方法）

通報窓口および相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

第4条（通報者および相談者）

通報窓口および相談窓口の利用者は当団体の労働者（社員・契約社員・パート・アルバイト・派遣労働者・退職者）および当団体の取引事業者の労働者とする。

第5条（通報対象行為）

通報窓口は、当団体の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理綱領違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

第6条（協力義務）

各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

第7条（情報共有の範囲）

相談又は通報において知り得た情報は、〇〇室の室員及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

第8条（利益相反関係の排除）

相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

第3章

第9条（通報者等の保護）

1. 団体は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 団体は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

第10条（個人情報の保護）

団体および本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。団体は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第11条（通報受領の通知）

通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。

第12条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

団体は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第13条（通報内容の検討）

通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

第14条（調査）

1. 通報された事項に関する事実関係の調査は理事会が行う。
2. 理事会は、調査する内容に応じ、関連する部署のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

第15条（協力義務）

1. 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
2. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

第16条（進捗状況の通知）

通報窓口は、調査中、被通報者（不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

第17条（調査結果）

通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

第18条（是正措置）

団体は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第19条（社内処分）

団体は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

第20条（是正結果の通知）

団体は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

第21条（フォローアップ）

通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第22条（通報者等の保護）

1. 何人も、相談者及び通報者（以下「通報者等」という。）が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 団体は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。
3. 団体は、通報者等が相談又は通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化するのないう、適切な措置を講じなければならない。

第23条（通報者等の秘密及び個人情報等の保護）

1. 団体、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしてはならない。
2. 団体、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。
3. 団体は、正当な理由なく前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

第24条（相談又は通報を受けた者の責務）

不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談業務又は通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者等の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

第四章 付 則

第25条（所管） 本規程の所管は理事会とする。

第26条（改廃等） 本規程の改廃については、総会が決定する。

第27条（仕組みの周知等）

1. 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、当団体の役員、社員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。

2. 団体は、相談業務又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修等を行う。

第28条（見直し）

団体は、本規定に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。

第29条（施行）

本規程は令和1年4月1日より施行する。